

2021年6月8日

各位

福井コンピュータホールディングス株式会社  
代表取締役社長 林 治克

## 社員の新型コロナワクチン接種時のみなし勤務及び特別有給休暇付与について

福井コンピュータホールディングス株式会社は、新型コロナワクチン接種が可能となったことを受け、社員のワクチン接種を安心かつスムーズに行うため、接種時におけるみなし勤務及び必要に応じた特別有給休暇を付与することを決定いたしました。

福井コンピュータグループは、今後も全ての社員とステークホルダーの皆さまの安全を最優先として、新型コロナウイルスの感染拡大防止に必要な措置をとってまいります。

### 記

#### 1. 対象者

正社員・契約社員

#### 2. 対象期間

2021年6月1日 ～ 2022年3月31日

※ 開始日以前において既に接種を行い、有給休暇となっている場合は遡及対応します。

※ 今後の状況を踏まえ、対象期間を延長する場合があります。

#### 3. 実施内容

- (1) 新型コロナワクチンを接種する場合、業務中の接種（外出・遅刻・早退）を可能とするため、当日ワクチン接種に要した時間を就業時間扱いとする。
- (2) 接種当日及び翌日において、新型コロナワクチン接種による強い副反応により業務が困難な場合は、特別休暇を付与する。
- (3) 2回のワクチン接種を推奨されていることから、期間中最大2回接種分の特別休暇を必要に応じて付与する。
- (4) 職域接種が可能となった場合、接種に必要な時間を就業時間扱いとする。
- (5) 職域接種においても、接種当日及び翌日において強い副反応により業務が困難な場合は、一般接種同様に特別休暇を付与する。

#### 4. その他

新型コロナワクチン接種は、社員の判断のもとに行うものであり、会社が強制するものではありません。本制度は、あくまでもワクチン接種のサポートの一つと考えております。

以上